

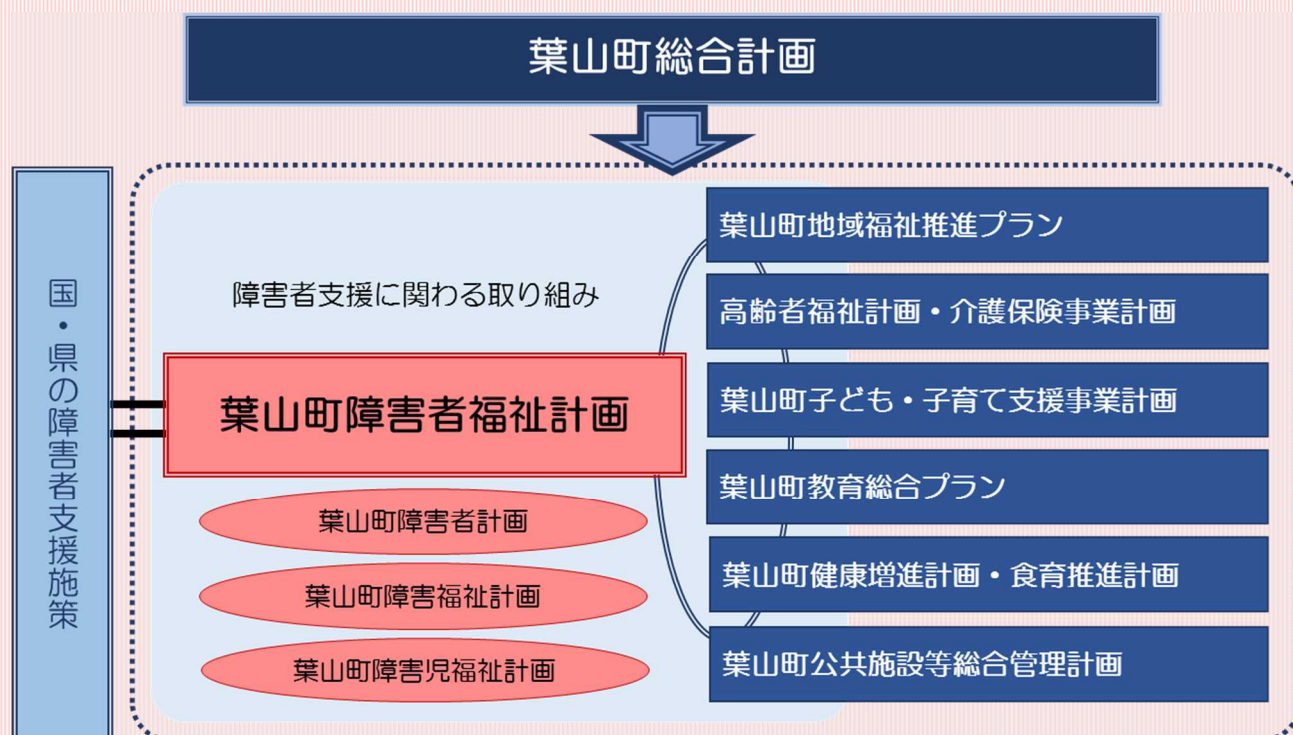
葉山町障害者福祉計画

— 概要版 —

計画策定の趣旨

「葉山町障害者計画」は実施状況を検証しながら必要な見直しを行うとともに、「葉山町障害福祉計画」は第5期の計画を、「葉山町障害児福祉計画」は第1期の計画を策定し、引き続き『障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり』の実現を目指していきます。

計画の位置づけ



<葉山町障害者計画>

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、町における障害のある人のための施策に関する基本的な計画です。（計画期間：平成27年度～平成32年度の6年間）

<葉山町障害福祉計画>

障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」に相当するものであり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。（計画期間：平成30年度～平成32年度の3年間）

<葉山町障害児福祉計画>

児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するものであり、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。（計画期間：平成30年度～平成32年度の3年間）

計画の対象者

この計画の対象者は、障害者基本法及び障害者総合支援法などの関連法を踏まえ、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある人及び難病患者等を対象とします。

また、高次脳機能障害についても明確に本計画の対象と位置づけて取り組んでいきます。

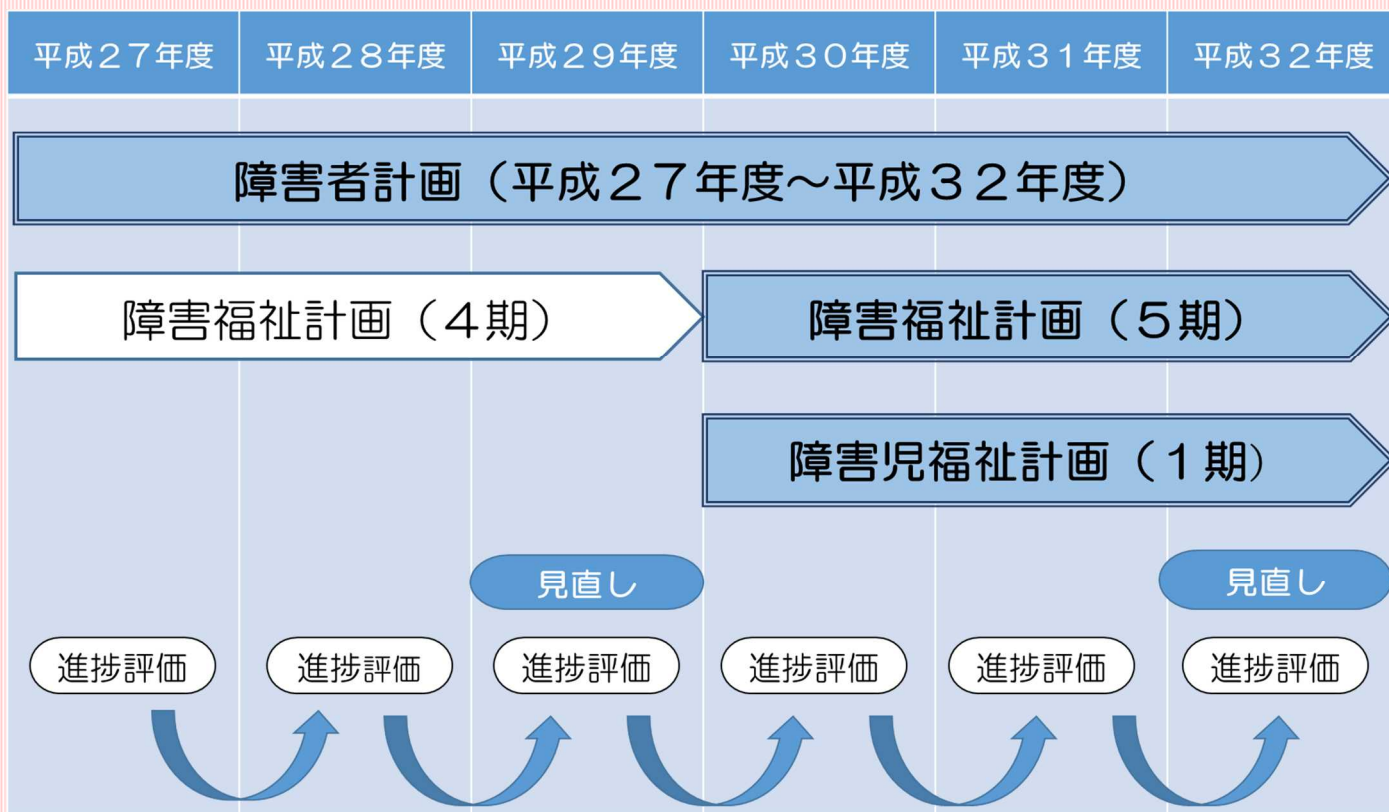
さらに近年、法的な定義では補足できない各種の障害や、厳密に障害者の定義にあてはまらないものの、専門的なサポートを要する方がいるため、本計画の推進に際しては、“継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある”幅広い方を対象として、可能な限り、必要とするサポートが提供できるように取り組んでいきます。

計画の期間

障害者計画は平成 27 年度（2015 年）から平成 32 年度（2020 年）までの 6 年間の計画となっています。

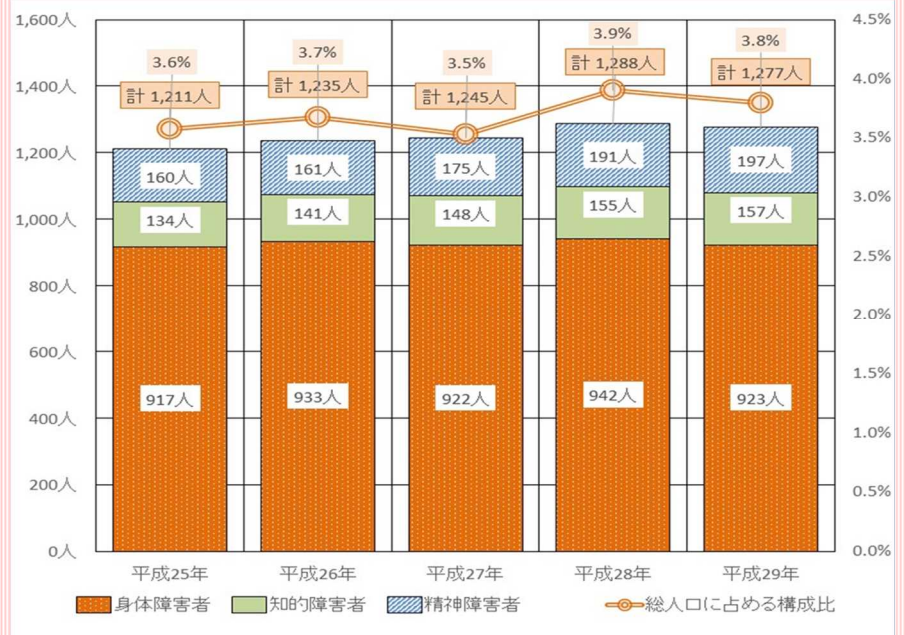
障害福祉計画及び障害児福祉計画は、平成 30 年度（2018 年）を初年度とし平成 32 年度（2020 年）を目標年度とする 3 年間の計画となっています。

また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜計画の見直しを行うものとしします。



障害者数の推移

平成25年から平成29年までの障害者数の推移（身体障害者：身体障害者手帳所持者、知的障害者：療育手帳所持者、精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者）をみると、3障害の合計数は増加傾向にあり、平成25年の1,211人から平成29年には1,277人と、66人の増加となっています。



計画の基本的な考え方

基本理念

誰もが気持ちよく暮らしていくことができるまちづくりを目指し、本計画の基本理念を次のとおり設定します。

障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、
住み慣れた地域で互いに支え合い、
共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり

- 障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできるまち
- 障害のある人の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁(バリア)を取り除き、障害のある人の主体的な選択が尊重され、自分らしく自立して生活していくことができるまち
- 障害のある人もない人も住み慣れた地域で共に安心して暮らせるまち

基本目標

本計画では、基本理念の実現を目指すとともに計画的な施策の推進を図るため7つの取り組みの柱を「基本目標」として設定します。

1 こころのバリアフリー の推進	町では、「こころのバリアフリー」を実現して、様々な障壁（バリア）を取り除くため、あらゆる広報の機会や媒体の活用に努めながら、町民に対する啓発を積極的に進めていきます。
2 自立と社会参加の促進	障害のある人の社会参加を困難にしている様々な生活上のバリアを取り除き、障害のある人が地域の中でいつまでも自分らしく社会参加できる環境の整備に努めます。
3 福祉・生活支援の充実	日常的な相談に対してどこに相談すればよいかわからないということのないよう、わかりやすい相談体制を確立し、障害のある人や家族が安心して気軽に相談できる環境を整備します。
4 保健・医療の充実	保健・医療・福祉等の連携を進め、保健・福祉サービスの充実に引き続き取り組んでいきます。また、乳幼児健康診査等を通じて障害や疾病の早期発見に努めるとともに、障害のある子どもや発達の遅れがある子どもの健やかな発達と成長を支援します。
5 雇用と就労支援の充実	事業主をはじめとして広く町民に対して障害者雇用についての啓発活動を行い、働きたいという意向を積極的に支援していきます。
6 共に学び共に育つ 環境の整備	障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応できるように、合理的配慮に基づく教育環境整備を行い、適切な指導と必要な支援の充実を図ります。そして、すべての児童生徒が共に学び、共に育つ「インクルーシブ教育」を推進していきます。
7 安心して暮らせる 住みよいまちづくり	道路、公共的建物・施設などのバリアフリーをさらに促進し、すべての人にやさしいまちづくりを目指していきます。また、いざという時に迅速な対応ができるように、日頃から警察や消防などの関係機関や関係団体、地域住民や福祉施設等との連携を深め、災害時の地域支援体制を整備していきます。

重点施策

障害のある人のアンケート調査や葉山町自立支援協議会において見えてきた課題を踏まえ、地域での生活を支える重点施策を次のとおり設定します。

1. 相談支援の質の向上

相談支援の体制については、前計画において「気軽に利用できる相談体制の充実」として重点的に取り組んできました。引き続き、相談支援体制についての周知に努め、より多くの人に気軽に利用してもらえるようにするとともに、関係機関との連携を強化し、必要に応じて専門的なアドバイスや指導につなげることができるようしていきます。

また、生涯の中で障害やライフステージに応じた相談ができる体制を整備し、相談の場を通じて障害のある人が抱える問題や課題の把握に努めるとともに、適切な支援サービスの利用促進に結びつけていきます。

2. 就労支援体制の整備

前計画においても「誰もが働ける就労支援体制の整備」を重点施策とし、各関係機関との連携を図りながら、就労支援施設への積極的な発注、雇用報奨金の支給や町職員の障害者雇用に積極的に取り組み、地域で働ける場を拡大しました。

今後も、企業等に対する啓発活動から、障害のある人の就職活動や就労の継続を支援する総合的な就労支援体制の充実に重点的に取り組んでいきます。

3. 地域で自立した生活を送るための環境づくり

現状では、障害のある人とない人とが相互に交流する機会が十分ではなく、互いのことをよく知ることができないため、交流活動をより活性化することで障害のある人に対する理解が深まるようにしていきます。

また、小さいころからの教育の重要性を指摘する意見もアンケートでは多くあげられており、福祉教育の充実を図ることも必要と考えられます。

このように、障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、住まいの確保とともに障害や障害のある人への理解を深めることが重要になるため、積極的に環境整備に取り組めます。

<主な事業>

- 相談支援事業の充実
- 相談支援の充実
- 相談支援ネットワークの構築
- 一貫した相談支援体制の充実

<主な事業>

- 就労後定着支援事業
- 就労に関する相談体制の充実
- 効果的な就労支援策の検討
- 就労支援ネットワークの構築
- 事業主への雇用の啓発
- 雇用報奨金支給事業
- 町の業務の委託促進

<主な事業>

- 交流教育の推進
- 福祉教育の充実
- 交流の場の推進
- グループホーム等の確保
- 町営住宅の整備
- 公営住宅等の入居優遇措置
- 避難行動要支援者に対する地域支援体制の整備

計画の体系

基本目標1：こころのバリアフリー

- 1-1：障害に対する理解の促進
- 1-2：ボランティア活動の活性化
- 1-3：スポーツ・レクリエーション活動の促進

基本目標2：自立と社会参加の促進

- 2-1：日中活動の場の充実
- 2-2：暮らしの場の確保
- 2-3：移動支援の充実
- 2-4：コミュニケーション支援の充実

基本目標3：福祉・生活支援の充実

- 3-1：在宅福祉サービスの充実
- 3-2：施設等利用者への支援の充実
- 3-3：相談体制の充実
- 3-4：発達障害のある子ども等への対応体制の充実
- 3-5：権利擁護の推進
- 3-6：経済的支援の充実

基本目標4：保護・医療の充実

- 4-1：予防と健康づくりの充実
- 4-2：障害の早期発見・早期対応

基本目標5：雇用と就労支援の充実

- 5-1：就労支援の総合的な推進
- 5-2：就労環境の改善・向上
- 5-3：雇用の場の拡大

基本目標6：共に学び共に育つ環境の整備

- 6-1：療育・保育支援の充実
- 6-2：特別支援教育の推進
- 6-3：放課後対策等の充実

基本目標7：安心して暮らせる住みよいまちづくり

- 7-1：すべての人にやさしいまちづくりの推進
- 7-2：緊急時・災害時の安全の確保の推進

障害福祉サービスの見込み量（障害福祉計画）

自立支援給付

			実績値			見込み量			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
訪問系サービス	居宅介護支援	利用実人数	16人	17人	19人	21人	22人	24人	
		利用量	217時間	249時間	196時間	178時間	191時間	204時間	
	重度訪問介護	利用実人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人	
		利用量	0時間	0時間	0時間	36時間	36時間	36時間	
	同行援護	利用実人数	2人	1人	2人	2人	2人	2人	
		利用量	40時間	18時間	22時間	22時間	22時間	22時間	
	行動援護	利用実人数	0人	0人	1人	1人	1人	1人	
		利用量	0時間	0時間	4時間	4時間	4時間	4時間	
	重度障害者等包括支援	利用実人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		利用量	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	
日中活動系サービス	生活介護	利用実人数	54人	56人	59人	62人	65人	69人	
		利用量	1,023人日	1,101人日	1,021人日	1,144人日	1,209人日	1,274人日	
	自立訓練（機能訓練）	利用実人数	0人	1人	1人	1人	1人	1人	
		利用量	0人日	22人日	12人日	17人日	17人日	17人日	
	自立訓練（生活訓練）	利用実人数	0人	0人	1人	1人	1人	1人	
		利用量	0人日	0人日	12人日	12人日	12人日	12人日	
	就労移行支援	利用実人数	6人	4人	4人	5人	5人	6人	
		利用量	126人日	63人日	41人日	79人日	79人日	94人日	
	就労継続支援A型	利用実人数	8人	9人	10人	11人	12人	13人	
		利用量	144人日	170人日	164人日	196人日	214人日	231人日	
	就労継続支援B型	利用実人数	39人	38人	45人	48人	51人	54人	
		利用量	627人日	598人日	576人日	715人日	760人日	805人日	
	就労定着支援	利用実人数	-	-	-	1人	2人	2人	
	療養介護	利用実人数	2人	2人	2人	2人	2人	2人	
	短期入所	【福祉型】	利用実人数	9人	7人	9人	11人	12人	13人
			利用量	33人日	24人日	24人日	36人日	40人日	43人日
【医療型】		利用実人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人	
		利用量	0人日	0人日	0人日	2人日	2人日	2人日	
居住系サービス	自立生活援助	利用実人数	-	-	-	1人	1人	1人	
	共同生活援助	利用実人数	15人	17人	20人	23人	26人	29人	
	施設入所支援	利用実人数	15人	17人	15人	16人	16人	16人	
指定相談サービス	計画相談支援	利用実人数	20人	15人	23人	25人	27人	29人	
		サービス等利用計画作成数	132人	151人	145人	162人	174人	185人	
	地域相談支援（地域移行支援）	利用実人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人	
	地域相談支援（地域定着支援）	利用実人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人	

- 数字は月単位となっています。
- 平成29年度の実績が確定していないものは直近の実績値から推計しています。
- 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の数字については年単位となっています。
- 計画相談支援のサービス等利用計画作成数は各年度の3月末現在の数字を示しています。

地域生活支援事業

< 必須事業 >

			実績値			見込み量		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業		実施回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	①手話通訳者派遣事業	利用実人数	26人	24人	25人	25人	25人	25人
	②手話通訳者設置事業	利用実人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
日常生活用具 給付事業	合計	利用量	122件	128件	139件	143件	148件	153件
	介護・訓練支援用具	利用量	3件	1件	2件	2件	2件	2件
	自立生活支援用具	利用量	2件	1件	4件	2件	2件	2件
	在宅療養等支援用具	利用量	2件	4件	3件	3件	3件	3件
	情報・意思疎通支援用具	利用量	3件	1件	1件	2件	2件	2件
	排泄管理支援用具	利用量	112件	121件	129件	134件	139件	144件
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用量	0件	0件	0件	0件	0件	0件
意思疎通支援者養成事業	手話奉仕員養成講座 (基礎課程)	利用実人数	26人	28人	26人	27人	27人	27人
	手話奉仕員養成講座 (上級課程)	利用実人数	15人	15人	17人	16人	16人	16人
	手話奉仕員養成講座 (フォローアップ)	利用実人数	8人	8人	11人	9人	9人	9人
移動支援事業	実施箇所数	17箇所	20箇所	21箇所	22箇所	23箇所	24箇所	
	利用実人数	25人	29人	30人	33人	36人	39人	
	利用量	333時間	423時間	393時間	452時間	493時間	534時間	
地域活動支援センター事業	町内	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		利用実人数	58人	61人	67人	72人	77人	82人
	町外	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		利用実人数	12人	15人	5人	5人	5人	5人

< 任意事業 >

			実績値			見込み量		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
更生訓練費給付事業	実施箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
	利用実人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人	
日中一時支援事業	実施箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	
	利用実人数	0人	1人	5人	8人	11人	14人	
	利用量	0人日	1人日	5人日	8人日	10人日	13人日	
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	
	利用実人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	

- 数字は年単位となっています。
- 移動支援事業、任意事業（更生訓練費給付事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業）の数字については月単位となっています。
- 平成29年度の実績が確定していないものは直近の実績値から推計しています。

障害児支援事業の見込み量（障害児福祉計画）

障害児支援

		実績値			見込み量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用実人数	21人	34人	40人	41人	47人	54人
	利用量	120人日	116人日	139人日	141人日	155人日	171人日
放課後等デイサービス	利用実人数	12人	17人	22人	27人	32人	37人
	利用量	158人日	249人日	286人日	351人日	416人日	481人日
障害児相談支援	障害児相談支援 利用実人数	3人	4人	4人	5人	6人	7人
	障害児支援利用計画 作成	25人	26人	27人	32人	37人	42人

- ▶ 数字は月単位となっています。
- ▶ 平成29年度の実績が確定していないものは直近の実績値から推計しています。
- ▶ 障害児相談支援の障害児支援利用計画作成数は各年度の3月末現在の数字を示しています。

サービスの確保策

専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障害福祉に関する専門的な人材の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

確実な情報提供

障害者総合支援法に基づく支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や町民、事業者に対し、広報やホームページなどの活用とともに、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

施設整備の方針

各施設整備に際しては、近隣市や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設に関しては、神奈川県、近隣市、社会福祉協議会やサービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業の推進を図ります。
また、葉山町自立支援協議会において、不足する社会資源の開発や改善策を検討します。

サービスを利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、入口となる相談窓口をわかりやすくし、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の目標値

目標 1：福祉施設の入所者の地域生活への移行（障害福祉計画）

- (1) 平成 28 年度末の施設入所者のうち、平成 32 年度までに地域生活へ移行する人数を、2 名とします。
- (2) 平成 32 年度末の施設入所者総数について、平成 28 年度末の施設入所者から 1 名減少することを目指します。

項目	数値	備考
【実績】平成 28 年度末入所者数	17 人	平成 28 年度末の実績
【目標値】地域生活移行数	2 人	平成 32 年度末までに地域生活へ移行する人数の目標値
【見込み】平成 32 年度末入所者数	16 人	平成 32 年度末の利用人員見込み
【目標値】入所者削減見込み	1 人	差引減少見込み数

目標 2：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（障害福祉計画）

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を可能にするためには、地域精神保健医療福祉の一体的な取組みを図る必要があります。

町では、障害や疾病の有無に関わらずお互いに支え合い、地域で安心して暮らすことのできる体制づくりを進めるとともに、近隣市との連携により、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう支援します。

目標 3：地域生活支援拠点等の整備（障害福祉計画）

障害者本人の高齢化・重度化や、「親亡き後」を見据えて、葉山町自立支援協議会において障害のある人のニーズを把握するとともに、既存の障害福祉サービス等の整備状況等を勘案して地域の課題を共有し、神奈川県が実施する事業を活用しながら近隣市との連携を図り、地域に必要なサービス提供の体制づくりを強化します。

また、相談支援体制の中核となる基幹相談支援センターについては、町の中に必要な機能であり、地域生活支援拠点等の機能として併せて設置していきます。

目標4：福祉施設から一般就労への移行等（障害福祉計画）

- (1) 平成32年度末までに福祉施設利用者から「就労移行支援」事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する人数を年間5名以上とします。
- (2) 平成32年度末の就労移行支援事業所の利用者数を6名以上とします。

①平成32年度中に一般就労に移行する人の数

項目	数値	備考
【目標値】 平成32年度の一般就労移行者数	5人	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

②平成32年度中に就労移行支援事業を利用する人の数

項目	数値	備考
【目標値】 平成32年度末「就労移行支援」事業利用者数	6人	平成32年度末における「就労移行支援」事業の利用者数

③平成32年度中における就労移行支援事業所数

項目	数値	備考
【目標値】 平成32年度末就労移行支援事業所数	0施設	平成32年度末の就労移行支援事業所数

④1年後の職場定着率

項目	数値	備考
【目標値】 就労定着支援による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	平成31年度 8割 平成32年度 8割	平成30年度は1年を経過しないため、設定なし

目標5：障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画）

- (1) 平成32年度末までに、児童発達支援センター1カ所を設置します。
- (2) 平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
- (3) 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所1カ所を確保します。
- (4) 平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

計画の推進体制

1. 計画の周知と住民の理解促進

本計画は、障害者福祉に関わる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、障害者支援の取り組みについてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2. 庁内における進捗評価の体制

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

また、本計画では様々な関係者が直接・間接的に障害のある人と関わり施策を実施していくことになるため、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

3. 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く町民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの町民の参加が不可欠です。

葉山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画や葉山町地域福祉計画・葉山町地域福祉活動計画と連携し、葉山町が目指す地域包括ケアシステムの構築を図り、障害や疾病の有無に関わらず地域で安心して暮らすことの出来る体制作りを行うことで、町民や関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て開催されている葉山町自立支援協議会を活用し、町の障害福祉に関する支援体制の確立や、町内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

4 計画の点検・管理体制

障害のある人やその家族、関係団体と意見交換を行い、また、葉山町自立支援協議会を活用しながら、計画の進捗状況を把握・検証し、計画の着実な推進に努めます。

5 国・県との連携

障害のある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。

このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

葉山町障害者福祉計画 平成 30 年 3 月

発行／葉山町 福祉課 障害福祉係
〒240-0192 葉山町堀内 2135 番地
電話：046-876-1111（代表）

計画の本編は葉山町ホームページで公表しています。
葉山町役場福祉課で配布又は閲覧することができます。